

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落対策の充実のため労働安全衛生規則の一部が改正されます

① 昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大

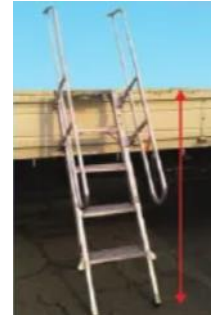
令和5年10月1日施行

安衛則第151条の67（昇降設備）※赤字が改正部分。以下同じ。

事業者は、最大積載量が**2トン以上**の貨物自動車に荷を積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は最大積載量が**2トン以上**の貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が**床面と荷台との間及び**床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。 ※第2項省略

改正のポイント

- 荷を積み卸す作業を行うときに、**昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車を、現行の最大積載量5トン以上から2トン以上に拡大した。**
- 床面と荷台との間を昇降する際に墜落・転落災害が多く発生していることを踏まえ、**昇降設備の設置対象となる箇所に、「床面と荷台との間」を明記した。**
なお、荷台に昇降するが、荷台の荷の上に昇降しない場合は、荷台への昇降設備の設置のみで差し支えないこと。
- 「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等を含むこと。また、テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は昇降設備として認められること。
- 昇降設備の構造は、手すりのあるもの、踏板に一定の幅や奥行きがあるものが望ましいこと。そのほか、貨物自動車に乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できるような形式のものが望ましいこと。
- 本条が適用されない貨物自動車において荷を積み卸す作業等を行う場合であっても、高さが1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条の規定が適用されることに留意すること。



昇降設備の例



a = 床面と荷台との間 ←追加

b = 床面と荷台上の荷の上面との間

② 保護帽の着用が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大

令和5年10月1日施行

安衛則第151条の74（保護帽の着用） ※第2項省略

事業者は、**次の各号のいずれかに該当する**貨物自動車に荷を積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は次の各号のいずれかに該当する貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うとき（**第三号に該当する貨物自動車においては、テールゲートリフターを使用するときに限る。**）は、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

一 最大積載量が5トン以上のもの

二 最大積載量が2トン以上5トン未満であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開放できるもの

三 最大積載量が2トン以上5トン未満であって、テールゲートリフターが設置されているもの（前号に該当するものを除く。）

改正のポイント



- 荷を積み卸す作業を行うときに、**労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車に、最大積載量が5トン以上のものに上記の第二号、第三号を加えた。**
- 「荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開放できるもの」には、あおりのない荷台を有する貨物自動車並びに平ボディ車及びウイング車が含まれる。またバン（荷台の四方が囲まれた箱形のもの（ウイング車除く。））等は含まれない。
- 「テールゲートリフターを使用するとき」には、テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う場合は含まれない。また、テールゲートリフターを中間位置で停止させ、労働者が単にステップとして使用する場合で、荷を積み卸す作業を行わないときも含まれない。

- 貨物自動車の荷台の高さの荷受け台（プラットフォーム等）が設置され、荷台の端部から墜落するおそれがない場所において荷を積み卸す作業を行う場合等、墜落の危険がない状態で荷を積み卸す作業を行う場合は、第151条の74第1項の荷を積み卸す作業を行うときに該当しないこと。
- 本条が適用されない貨物自動車において、荷を積み卸す作業等を行う場合であっても、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、安衛則第518条又は第519条の規定が適用されることに留意すること。
- 保護帽は、型式検定（国家検定）に合格した「墜落時保護用」の製品を使用すること。

労（平27.8）検	
(1)THOO号	(2)THOO号
製造業者 株式会社〇〇〇〇	
製造年月 H29.11	
(1)飛来・落下物用	
(2)墜落時保護用	

保護帽のラベル例

③ テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化 令和6年2月1日施行

安衛則第36条（特別教育を必要とする業務）

法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

五の四 テールゲートリフター（第151条の2第七号の貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ）の操作の業務（当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。）

改正のポイント

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務を特別教育の対象としたもの。
- 安全衛生特別教育規程の改正により、学科教育4時間、実技教育2時間、合計6時間の特別教育が必要です。※経験等による一部省略あり
- 「テールゲートリフター」には、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することのほか、テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャストストップ等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等、テールゲートリフターを使用する業務が**含まれる**こと。
- 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務、貨物自動車以外の自動車等に設置されているテールゲートリフター、介護用の車両に設置されている車いすを対象とする装置等の操作の業務は**含まれない**こと。
- テールゲートリフターの製造者、取付業者等による操作説明が、特別教育の対象である労働者に対して、テールゲートリフターの操作を実際に行わせながら適切に実施される場合には、当該説明に要した時間を実技教育の教育時間（2時間）の一部として取り扱って差し支えないこと。



テールゲートリフターの例
※パワーゲート、テールリフト等、メーカーごとに商品名が異なることに注意

④ 運転席から離れる場合の措置 令和5年10月1日施行

安衛則第151条の11（運転位置から離れる場合の措置）

事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。**ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合にあって、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。**

- 一 フォーク、ショベル等の荷役装置（**テールゲートリフターを除く。**）を最低降下位置に置くこと。
 - 二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。
- 2 （略）
- 3 事業者は、第1項ただし書の場合において、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。**
 - 4 貨物自動車の運転者は、第1項ただし書の場合において、前項の措置を講じなければならない。**

改正のポイント

- 運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合は、運転者が運転位置を離れる場合に義務付けられている「荷役装置を最低降下位置に置くこと」と「エンジン停止」が適用除外となること。
ただし、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置を講じる必要があること。

陸上貨物運送事業者、荷主、配送先、元請事業者のみなさま 荷物の積み降ろしを安全に

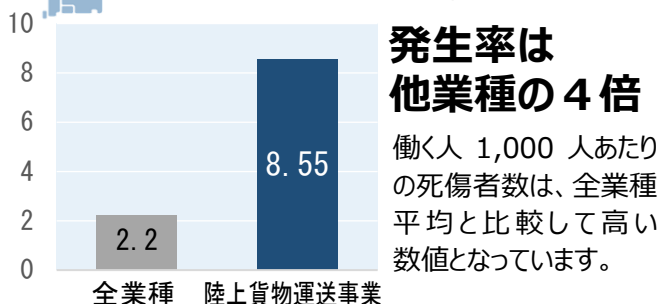


陸上貨物運送事業における労働災害は、全国、大分県ともに高止まりしています。

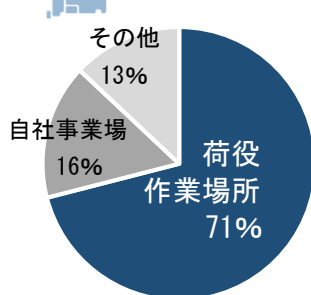
また、陸上貨物運送事業では、荷役作業中に発生した災害が全体の7割を占めていることから、この対策を講じることが急務となっています。労働者が安全に安心して働けるよう、荷物の積み降ろし中の安全対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

全国 労働災害発生率(千人率) | 令和元年



全国 労働災害の発生場所 | 平成 28 年



7割が荷役作業で発生

災害防止のためには、陸上貨物運送事業者だけでなく、荷主、配送先、元請事業者等の皆様の安全対策に対する理解と協力が不可欠です。



荷役作業時の死亡災害にみる災害パターン別の再発防止対策

荷台等からの墜落



足を滑らせてリアバンパーから墜落



テールゲートリフターから墜落

☞「墜落時保護用」のヘルメットを着用しましょう

☞荷台への昇降設備を設けましょう

荷崩れ



固定ベルトを外した途端に木材が落下



ドラム缶とともに転落し、被災者直撃

☞積み付け時に、適切な固定・固縛を行いましょう

☞荷の崩壊等の危険がないことを確認した上で荷解きをしましょう

トラック後退時



後退誘導時にトラックと電柱との間に挟まれる



荷役作業指示中に、後退してきた別のトラックに接触

☞後退誘導のルールを定めましょう

☞トラックを後退させるのは、後方確認ができる時だけにしましょう

二次元バーコードの参考資料の

現場で取り組まれている好事例

東京労働局HP



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

厚生労働省HP



荷役作業の安全対策チェックリスト

厚生労働省HP

